

指定地域密着型サービス事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者  
居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所  
各位

町田市いきいき生活部  
介護保険課長 江藤 利克

2026年度介護職員等処遇改善加算等計画書の提出について（通知）

平素から、町田市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和8年3月13日付け老発0313第6号厚生労働省老健局長通知「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」により、介護職員等処遇改善加算等の取扱いが示されました。これに伴い、当市においては下記のとおりのお取扱いといたしますので、内容をご確認いただき、必ず提出期限内にご提出ください。

記

- 1 提出書類 別紙1（1）の必要書類一覧表及び当市ホームページ参照  
<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/business/chiikimicchaku/syogukaizenyoushiki.html>
- 2 提出方法等 電子申請届出システムで提出（詳細は別紙1（2）参照）
- 3 提出期限 **2026年4月、5月から処遇改善加算を取得する事業者（法人）**  
**2026年4月15日（水）**  
※上記事業者に属する、2026年6月から処遇改善加算が新設されるサービス（居宅介護支援、介護予防支援、総合事業の市基準単独型等）のサービス事業所も**4月15日**までに提出  
**2026年6月から処遇改善加算が新設されるサービスの<sup>み</sup>を運営する事業者（法人）**  
**2026年6月15日（月）**

※提出期限は厳守するようにしてください。

※市からの訂正依頼に対しては、迅速に対応してください。

※提出期限を過ぎた場合や、市からの訂正依頼に対して迅速に対応いただけない場合は、いかなる事情があっても、新規算定又は加算区分の変更、加算算定の継続はできません。

※介護職員等処遇改善加算の取得や上位区分への変更に関する相談は別紙2を参照してください。

担 当

町田市いきいき生活部  
介護保険課給付係指定担当  
電話 042（724）4366

## (1) 介護職員等処遇改善加算の必要書類一覧表

★変更・新規の有無は法人単位での有無になります。

変更・新規の有無	変更・新規の有無	町田市の指定サービス	必要書類	提出期限
2026年4月1日 又は5月1日から 新規算定又は加算 区分の変更予定が <b>ない</b>	2026年6月1日から 加算区分の変更予定が <b>ない</b> ※1	地域密着型	①	<b>2026年 4月15日 (水曜日)</b>
		総合事業	①	
		地域密着型、総合事業	①	
	2026年6月1日から 加算区分の 変更(新規)予定が <b>ある</b>	地域密着型、居宅介護支援、 介護予防支援	① ④	
		総合事業	① ⑤	
		地域密着型、居宅介護支援、 介護予防支援、総合事業	① ④ ⑤	
2026年4月1日 又は5月1日から 新規算定又は加算 区分の変更予定が <b>ある</b>	2026年6月1日から 加算区分の変更予定が <b>ない</b> ※1	地域密着型	① ②	<b>2026年 6月15日 (月曜日)</b>
		総合事業	① ③	
		地域密着型、総合事業	① ② ③	
	2026年6月1日から 加算区分の 変更(新規)予定が <b>ある</b>	地域密着型、居宅介護支援、 介護予防支援	① ② ④	
		総合事業	① ③ ⑤	
		地域密着型、居宅介護支援、 介護予防支援、総合事業	① ② ③ ④ ⑤	
2026年6月1日から新規算定の予定が <b>ある</b>  ※2		地域密着型、居宅介護支援、 介護予防支援	① ④	<b>2026年 6月15日 (月曜日)</b>
		総合事業	① ⑤	
		地域密着型、居宅介護支援、 介護予防支援、総合事業	① ④ ⑤	

※1：加算Ⅰから加算Ⅰイ、加算Ⅱから加算Ⅱイへの変更の場合は「ない」へ

※2：居宅介護支援、介護予防支援、総合事業の市基準単独型等(他のサービスも含む)を6月から新規算定する場合

必要書類	
①	介護職員等処遇改善加算等計画書(別紙様式2)
②	2026年4月1日又は2026年5月1日
③	異動(新規含む)分
④	2026年6月1日異動(新規含む)分
⑤	

## 注意事項

- ・介護職員等処遇改善加算計画書は事業者(法人)単位で提出して下さい。
- ・同法人内で事業所が100件以上ある場合は、町田市ホームページにある「別紙様式2(介護職員等処遇改善加算計画書(2000行))」をダウンロードして使用して下さい。
- ・(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書及び(別紙50)事業費算定に係る体制等に関する届出書は事業所単位で提出して下さい。
- ・(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書及び(別紙50)事業費算定に係る体制等に関する届出書の特記事項に変更前の加算区分と変更後の加算区分を記入して下さい。  
(新規の場合は変更後に加算区分を記入して下さい。)
- ・介護職員等処遇改善加算以外の加算区分の変更等の届出は別途申請が必要です。

## (2) 提出方法について

**①電子申請届出システムによる提出 (推奨)**

申請届出メニュー画面の「加算に関する届出」から申請を行ってください。

添付ファイル名①→ **【(法人名)】** 2026年度介護職員等処遇改善加算等計画書

添付ファイル名②→ **【(事業所名)】** (別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書

添付ファイル名③→ **【(事業所名)】** (別紙50) 事業費算定に係る体制等に関する届出書

※添付ファイル名は必ず指定された名称で提出してください。指定されたファイル名でない場合、受理できませんのでご注意ください。

※添付ファイルは、Excel ファイルで提出してください (PDF 不可)。

★電子申請・届出システムのページは以下のとおりです。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

上記リンクからは入れない場合は、インターネット検索にて「電子申請届出システム」を検索してください。

なお、利用にはG Biz IDの取得が必要となります。IDを法人として取得していない場合は、以下のリンクより作成する必要があります。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※電子申請届出システムでの提出方法がご不明な場合は②の電子メールにてご提出ください。

**②電子メールによる提出**

【提出先アドレス】 [ikiiki050\\_06@city.machida.tokyo.jp](mailto:ikiiki050_06@city.machida.tokyo.jp)

添付ファイル名は電子申請届出システムと同じです。

メールの題名は「(法人名)2026年度介護職員等処遇改善加算計画書の提出」としてください。

※添付ファイル名は必ず指定された名称で提出してください。指定されたファイル名でない場合受理できませんのでご注意ください。

※添付ファイルは、Excel ファイルで提出してください (PDF 不可)。

## (3) その他の主な注意事項

- ・ **介護保険最新情報 Vol. 1479** (市ホームページや本通知の添付資料) を熟読のうえ、作成してください。
- ・ 計画書の記載にあたっては市ホームページに掲載された2026年度の届出に関する記入例を参照してください。
- ・ メール提出の場合の收受印や受理メール等については、一切行いません。  
町田市がメールを受理したことを確認したい場合は、メールに開封要求をつけていただく方法にて対応をお願いします。  
また、電子申請届出システムによる提出には受付開始の通知がございます。
- ・ 新規にて指定を受ける事業所は、本通知の対象外です。新規指定の提出期限である開設日の3か月前の月末までに新規指定書類とともに計画書等を提出してください。
- ・ 介護職員等処遇改善加算の算定を行った場合は、その年度の最終の加算の支払い完了後に介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出が必要となります。

## 介護職員等処遇改善加算の取得に関する相談窓口

- ・ 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター  
電話番号：050-3733-0222  
受付時間：9：00～18：00（土日含む）
- ・ 処遇改善加算取得に係る厚生労働省個別支援申込窓口＜介護事業所向け＞  
※専門家による、介護職員等処遇改善加算取得に関するオンラインでの無料相談支援（各回1時間、最大6回まで。）を実施しています。  
URL：<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp/>
- ・ 東京都 介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業  
東京都社会保険労務士会による介護職員等処遇改善加算についての相談窓口です。  
※東京都内の介護サービス等事業所が対象です。  
URL：<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/syoguukasansyutokusien>